

(証券コード 271A)
2025 年 6 月 12 日
(電子提供措置の開始日 2025 年 6 月 5 日)

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目 3 番地 4
アクセリア株式会社
代表取締役社長 牧野 顕道

第 25 期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 25 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置 をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第 25 期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

＜当社ウェブサイト＞

<https://www.accelia.net/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

＜東京証券取引所ウェブサイト＞

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アクセリア」、または「コード」に当社証券コード「271A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025 年 6 月 26 日(木曜日)午後 6 時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025 年 6 月 27 日(金曜日) 13 時 00 分
2. 場 所 東京都千代田区麹町三丁目 3 番地 4 KDX 麹町ビル 3F 当社本店会議室
3. 株主総会の目的事項

【報告事項】

第 25 期(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日)事業報告及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件

【決議事項】

- | | |
|---------|-----------------------|
| 第 1 号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号議案 | ストック・オプション(新株予約権)発行の件 |

以上

◎お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご返送くださいますようお願い申し上げます。

◎また、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

I. 会社の現況に関する事項

当社は、CDN（コンテンツデリバリーネットワーク）サービス、SI（システムインテグレーション）、およびICS（産業サイバーセキュリティ）サービスを事業の柱とするITサービス企業です。主力事業であるCDNサービスは、自社製品「DuraSite Edge」、および世界的なCDNであるCloudflare社製品を取り扱い、幅広いお客様に最適なCDNサービスをご提案・ご提供しております。また、セキュリティ事業は、産業サイバーセキュリティ（ICS/OT）分野における専門エンジニアを有しており、特長のあるサービスを展開しております。

当事業年度（第25期：2024年4月1日～2025年3月31日）においては、2024年10月にTOKYO PRO Market市場への上場を果たし、企業価値向上と社会からの信頼獲得に向けた重要な一歩を踏み出しました。

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度の業績は、売上高は1,152,315千円（前年同期比3.0%減）、営業利益は140千円（同99.5%減）、経常利益は5,063千円（同82.6%減）、当期純利益は66千円（同99.6%減）となりました。期初計画に対しては、売上高はほぼ計画通りであったものの、利益面では計画を下回り、業績下方修正を行う結果となりました。

（1）全体環境

当事業年度の世界経済は、全体としては緩やかな成長を維持したものの、そのペースは過去の平均を下回る水準にとどまりました。IMFやOECDは2024年の世界成長率を3.2%程度と予測しましたが、地域差が大きい状況でした。米国経済は比較的堅調さを維持した一方、欧州経済は停滞感が強まり、中国経済も不動産市場の不況が回復の足かせとなりました。

地政学リスクは、当事業年度を通じて世界経済の最大の不確定要因であり続けました。ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の不安定化、そして米中間の対立構造は、依然として世界の安全保障環境と経済活動に影響を及ぼしました。これらのリスクはエネルギー価格の変動やサプライチェーンの混乱、技術覇権争いなどを通じて、当社事業にも間接的な影響を与える可能性がありました。

国内経済は、一部に持ち直しの動きが見られたものの、全体としては緩やかな回復にとどまり、足踏み状態が続く場面も見られました。実質GDP成長率は低調に推移し、年度を通じてゼロ成長に近い予測も示されました。個人消費は、物価上昇の影響が継続したことから力強さに欠けました。2024年春闘では歴史的な賃上げが実現しましたが、名目賃金の増加が物価上昇に追いつかず、実質賃金は年度を通じて前年割れの状態が長く続きました。

為替相場については、日米金利差などを背景に、当事業年度の多くを通じて歴史的な円安水準が継続しました。これは、Cloudflare社CDNサービスをはじめとする海外サービスの利用コストや一部機材の仕入コストを押し上げる要因となりました。

当社はこれらのリスクを認識し、為替動向や経済情勢を注視し、適切な対策を講じてまいりました。

（2）当社事業環境

当社が事業を展開する市場環境においても、マクロ経済動向と連動しつつ、特有の動きが見られました。

国内企業におけるDX推進の機運は引き続き高く、IT投資は底堅く推移しました。特に、クラウドへの移行や既存システムのモダナイゼーション、データ活用やAI導入に向けた投資は活発でした。

CDN 市場においては、インターネットトラフィックの着実な増加を背景に、安定成長が見込まれました。また、低遅延・高セキュリティを実現するエッジコンピューティング市場も急拡大しており、CDN との融合が進むことで、当社のビジネス機会も拡大しております。

サイバーセキュリティ市場においては、サイバーセキュリティ脅威が深刻化の一途をたどっており、企業の旺盛な IT セキュリティに対する投資の背景となっています。IPA「情報セキュリティ 10 大脅威 2025」によると、ランサムウェア攻撃（1 位）、サプライチェーン攻撃（2 位）、システムの脆弱性を突いた攻撃（3 位）が依然として上位を占めています。特に、工場の生産ライン等を制御する ICS/OT 環境への脅威が増大しており、専門的な対策の必要性が高まっています。

また、生成 AI の企業導入が急速に進んでおり、市場規模も急拡大が予測されています。主な活用は業務効率化が中心ですが、導入には専門的な知見が必要であることが多く、当社の DX 支援サービスの追い風となることが考えられます。

（３）当社の取り組み

当事業年度においては、これらの事業環境の変化と市場機会を踏まえ、以下の取り組みを進めてまいりました。

① TOKYO PRO Market への上場

2024 年 10 月に計画通り TOKYO PRO Market 市場への上場を果たしました。これにより、当社の社会的信用力と知名度が向上し、今後の事業展開における人材採用活動や営業活動において、有利に働くものと期待しております。

② CDN 事業の推進

自社開発 CDN サービス「DuraSite Edge」を新たにリリースし、お客様への提供を開始いたしました。主力取り扱い製品である Cloudflare 社 CDN については、同社からの強力な支援体制のもと、堅調な販売実績を維持いたしました。一方で、当事業年度を通じて進行した円安により、Cloudflare サービス利用料やその他クラウドサービスの仕入れコストが増加し、当社の収益を圧迫する一因となりました。これに対応するための価格見直しに着手しており、今後も継続して取り組んでまいります。

③ SI 事業の展開

受託開発案件を中心として、SI 事業は概ね順調に推移いたしました。また、新たな取り組みとして、農業向け IoT デバイスの開発に着手しており、今後も AI など先端技術を取り入れたユニークなサービス開発を推進してまいります。

④ ICS 事業の状況

産業サイバーセキュリティ（ICS/OT）分野を担う ICS 事業部（現セキュリティ事業部）においては、採用が計画通りに進まず、体制構築に遅れが生じました。また、当期に予定していた大型案件の受注が延期となったことも、業績に影響いたしました。次期（第 26 期）に向けては、新たな人材を確保し体制強化を図るとともに、新サービス開発にも注力する予定です。

これらの取り組みの結果、売上高は前期比微減にとどまりましたが、上場関連費用や設備投資に伴う減価償却費の増加に加え、想定以上の円安進行による仕入れコストの上昇、ICS 事業における大口受注の延期などが重なり、利益面で期初計画を下回る結果となりました。

2. 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は 31,190 千円で、その内容は工具、器具及び備品で負荷分散サービス用設備等の新設 15,232 千円と、社内備品の購入 1,371 千円、ソフトウェアで社内開発用ソフトウェアの購入 5,700 千円と、販売システム構築 8,887 千円を行ったことであります。

3. 資金調達状況

当社の運転資金及び設備投資等の資金につきましては、自己資金又は金融機関からの借入金により充当しております。将来予測可能な事業活動に必要な運転資金及び設備投資資金につきましては、自己資金及び取引銀行3行と個別契約しております総額400,000千円の当座貸越契約により確保しております。

また、当社の財務状態は、流動比率、自己資本比率が共に前事業年度末に引き続き高水準であり、手元流動性は十分に確保しておりましたが、キャッシュポジションの維持を目的とすると共に、翌事業年度以降においても今後の成長戦略等で資金が必要となることも考慮し、2024年12月に長期借入金100,000千円の資金調達を行っております。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受け状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社が持続的な成長を達成するためには、以下の課題に対処していく必要があると認識しております。

(1) 企業価値向上への取り組み

市場トレンドを踏まえ、CDNのパフォーマンス・セキュリティ、SI/DXによるクラウド・AI活用支援、そして専門性の高いセキュリティを組み合わせた統合ソリューションの提供を強化します。顧客の課題に対し、複数の技術要素を連携させた包括的な解決策を提案することで、付加価値を高め、他社との差別化を図ります。

(2) リスク管理体制の強化

為替変動リスクや経済情勢の変動リスク、地政学的リスク、サイバーセキュリティリスク等に対し、継続的なモニタリングと適切な対策を講じ、経営の安定化を図ります。

(3) TOKYO PRO Market 上場の活用

上場企業としての信用力と知名度を活かし、新規顧客・パートナー獲得、人材採用、IR活動を通じた企業価値向上に繋げてまいります。

(4) 利益率の改善

収益性の高い自社サービスの機能強化と販売促進に注力します。また、事業ポートフォリオの最適化に取り組み、採算性を考慮した事業の選択と集中を進め、経営資源の効率的な配分を行います。業務プロセスの見直しや自動化、生成AIツールの活用などを通じて、コスト構造の最適化にも取り組みます。

(5) 価格戦略の見直し

為替変動や仕入れコストの上昇、提供価値などを総合的に勘案し、適切な価格設定を行うことで、収益性の確保に努めます。当期に進捗が遅れた為替影響を反映した価格見直しにつ

いても、顧客への丁寧な説明と共に進めてまいります。

(6) 人的リソースの確保

専門人材の獲得・育成：当社の成長に不可欠なCDN、セキュリティ、クラウド、AI分野における高度な専門知識・スキルを持つ人材の採用と育成は最重要課題の一つです。産学連携も活用し、将来を担う人材の確保に努めます。

(7) 魅力的な労働環境の整備

賃上げ圧力の高まりと人材獲得競争の激化を踏まえ、市場競争力のある報酬制度の維持・向上、挑戦的なプロジェクトへのアサイン機会、スキルアップ支援、柔軟な働き方や良好なコミュニケーションを促進する企業文化の醸成を通じて、従業員エンゲージメントを高め、人材の獲得と定着を図ります。

9. 第26期(2026年3月期)に向けた総括

当事業年度は、TOKYO PRO Marketへの上場という大きな節目を迎えた一方で、円安によるコスト増、一部事業における計画の遅延などにより、利益面で厳しい結果となりました。

しかしながら、クラウド化の進展、インターネットトラフィックの継続的な増加、CDN・エッジコンピューティング技術の進化、サイバー脅威の深刻化（特にICS/OT分野）、そして生成AIの急速な普及といったメガトレンドは、当社の事業ポートフォリオにとって引き続き大きな追い風です。

これらの市場トレンドを捉え、当社の持つ独自の強み、すなわち「自社CDNとCloudflareを組み合わせた柔軟な提供体制」、「開発力を活かしたSI/DX能力」、そして「専門エンジニアによるICS/OTセキュリティ対応能力」を最大限に活かし、統合ソリューションの提供を強化します。

TOKYO PRO Market上場企業として、株主様をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待に応えるべく、当事業年度の課題を真摯に受け止め、第26期においては収益性の改善と持続的な成長の実現に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

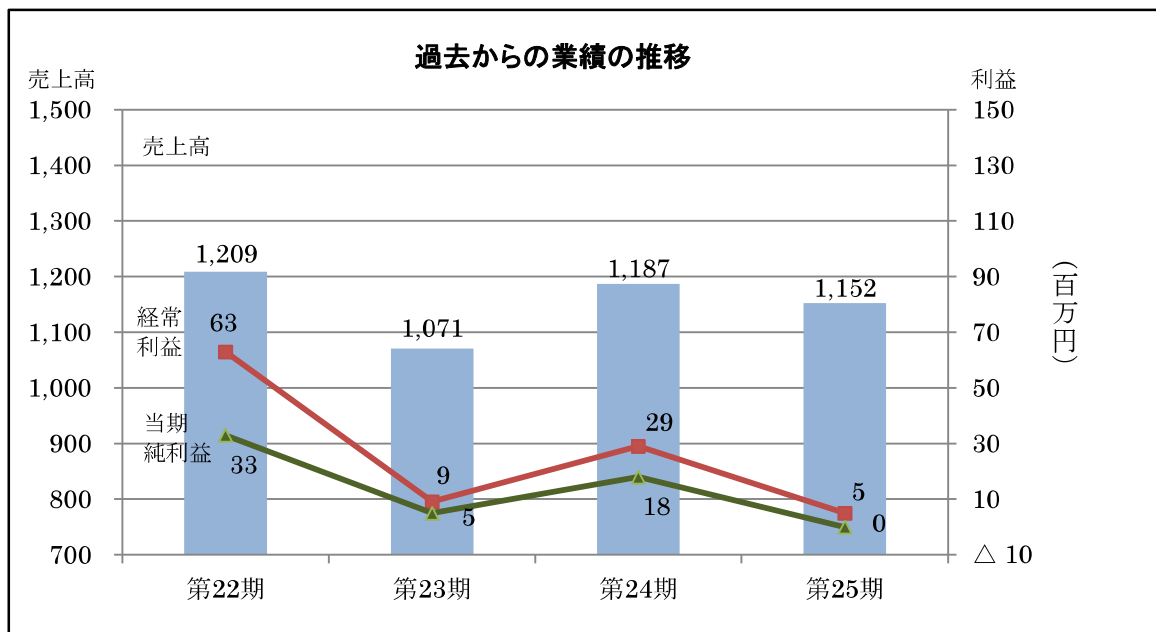
10. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(千円)

区 分	第22期 2022年3月期	第23期 2023年3月期	第24期 2024年3月期	第25期 (当事業年度) 2025年3月期
売 上 高	1,209,054	1,071,565	1,187,584	1,152,315
経 常 利 益	63,679	9,899	29,018	5,063
当 期 純 利 益	33,373	5,128	18,214	66
1 株 当 期 純 利 益	43円98銭	7円28銭	26円17銭	10銭
総 資 産	763,604	740,521	782,968	789,903
純 資 産	444,418	442,502	446,483	439,675

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は2024年7月16日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年8月7日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(ご参考)



11. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

12. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

コンピュータと電気通信回線の結合による通信網を利用したサービス提供業務、情報処理に関するソフトウェア及びハードウェアの研究・開発、コンピュータ通信機器、設備の保守管理業務並びに販売、人材教育、併せてこれに付帯する一切の事業。

13. 主要な事業所（2025年3月31日現在）

本 社 東京都千代田区

14. 使用人の状況（2025年3月31日現在）

使用人数（名）	前事業年度比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
38	3	35.4	8.1

（注）使用人数には臨時従業員（アルバイト）は含まれておりません。

15. 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高（千円）
株式会社三菱UFJ銀行	91,669
株式会社商工組合中央金庫	54,635
株式会社きらぼし銀行	53,324
株式会社りそな銀行	4,981

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000株
(2) 発行済株式の総数 834,000株（自己株式146,500株を含む）
(3) 株主数 55名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（％）
牧野 顕道	185,900	27.0
シャヌワール株式会社	99,800	14.5
J A I C企業育成投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本アジア投資株式会社	57,200	8.3
門林 雄基	49,000	7.1
辻本 久和	46,000	6.7
アクセリア従業員持株会	39,000	5.7
難波 紀子	20,000	2.9
キャノン電子テクノロジー株式会社	20,000	2.9
株式会社セプテーニ	20,000	2.9
辻本 千草	15,000	2.2

（注）1. 当社は、自己株式（146,500株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（146,500株）を控除して計算しております。

2. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第 10 回新株予約権	
発行決議日	2016 年 6 月 29 日	
新株予約権の数	65 個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,500 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 505 円	
権利行使期間	自 2018 年 7 月 14 日 至 2026 年 5 月 31 日	
行使の主な条件	(注)	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	・新株予約権の数 65 個 ・目的となる株式数 6,500 株 ・保有者数 3 人

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員、監査役、顧問等の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退任・退職、または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を行使することができないものとする。
3. 当社株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
4. 新株予約権（租税特別措置法第 29 条の 2 の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額が 12,000 千円を超えないこと。

名称	第 11 回新株予約権	
発行決議日	2018 年 6 月 27 日	
新株予約権の数	46 個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,600 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 500 円	
権利行使期間	自 2020 年 7 月 11 日 至 2028 年 5 月 31 日	
行使の主な条件	(注)	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	・新株予約権の数 46 個 ・目的となる株式数 4,600 株 ・保有者数 5 人

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員、監査役、顧問等の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退任・退職、または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。

2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を行使することができないものとする。
3. 当社株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
4. 新株予約権（租税特別措置法第 29 条の 2 の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額が 12,000 千円を超えないこと。

名称		第 13 回新株予約権
発行決議日		2024 年 6 月 26 日
新株予約権の数		425 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 42,500 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 1,500 円
権利行使期間		自 2027 年 3 月 15 日 至 2035 年 3 月 14 日
行使の主な条件		(注)
役 員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	・新株予約権の数 400 個 ・目的となる株式数 40,000 株 ・保有者数 5 人
	社外取締役	・新株予約権の数 5 個 ・目的となる株式数 500 株 ・保有者数 1 人
	監査役	・新株予約権の数 20 個 ・目的となる株式数 2,000 株 ・保有者数 3 人

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員、監査役、顧問等の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退任・退職、または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を行使することができないものとする。
 3. 当社株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 4. 新株予約権（租税特別措置法第 29 条の 2 の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額が 12,000 千円を超えないこと。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況

名称	第 13 回新株予約権	
発行決議日	2024 年 6 月 26 日	
新株予約権の数	137 個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 13,700 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 1,500 円	
新株予約権を行使することができる期間	自 2027 年 3 月 15 日 至 2035 年 3 月 14 日	
行使の主な条件	(注)	
使用人等への交付状況	当社使用人	・新株予約権の数 137 個 ・目的となる株式数 13,700 株 ・保有者数 35 人

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員、監査役、顧問等の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退任・退職、または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を行使することができないものとする。
3. 当社株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
4. 新株予約権（租税特別措置法第 29 条の 2 の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額が 1,200 万円を超えないこと。

3. その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	牧 野 顕 道	—
専 務 取 締 役	安 保 一 寛	サービス事業本部長
常 務 取 締 役	武 田 輝 彦	セキュリティ事業本部長
取 締 役	宮 崎 裕	経営企画室長
取 締 役	高 橋 裕 次	管理本部長
取 締 役	宮 内 良 一	—
常 勤 監 査 役	加 地 誠 輔	ギグワークス株式会社 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	鎗 木 慎 治	鎗木公認会計士事務所
監 査 役	辻 本 久 和	—

- (注) 1. 取締役 宮内良一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 加地誠輔氏、鎗木慎治氏及び辻本久和氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役のうち、鎗木慎治氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (1)	110,040 (3,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	8,400 (8,400)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	118,440 (11,400)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 2006年6月27日開催の第6回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内であります。
 3. 2020年6月29日開催の第20回定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額20,000千円以内であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役加地誠輔氏は、ギグワークス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	宮 内 良 一	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、事業会社における豊富な経験と高い見識から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
常 勤 監 査 役	加 地 誠 輔	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また監査役会15回全てに出席し、豊富な監査経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	鎗 木 慎 治	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また監査役会15回全てに出席し、公認会計士の資格を有する者としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	辻 本 久 和	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また監査役会15回全てに出席し、豊富な経営経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

應和監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 19,000千円

(注) 監査役会は、会計監査人の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間、監査体制、配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積額の相当性及び同業・同規模他社比較等を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する状況にあり、改善の見込みがないと判断した場合には、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、当社監査役会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、その決定に基づき議案を株主総会に提出いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議に関する事項

1. 業務の適正を確保するために必要な体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 毎月の定時取締役会において、経営の方針、法定事項およびその他経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 代表取締役社長は、社内規則に則り、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うと共に、係る決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- ③ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告すると共に、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ④ 取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役のうち1名以上は社外取締役とする。
- ⑤ 監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。
- ⑥ 代表取締役社長の下に内部監査室を置き、定期的な内部監査により各部門の業務の執行状況を監査し、法令および定款への適合性を確認する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会議事録や稟議書をはじめとする、取締役の職務の執行に係る情報については、法令および「文書・情報管理規程」に基づき、適切に保存および管理を行う。
- ② 取締役、監査役、内部監査室、会計監査人は、これらの文書等を常時閲覧、謄写することができるものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会、経営会議にて取締役および経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行う。
- ②「リスク管理規程」に基づき、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切な評価・管理体制を構築する。
- ③大規模な事故、災害、不祥事等経営危機発生時には、代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切且つ迅速に対処し、リスクを最小限にとどめる。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとする。
- ②常勤取締役、常勤監査役及び管理職による経営会議を月1回開催し、業務執行の重要事項について報告・協議を行う。
- ③「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「役員規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(5)使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①役職員がとるべき行動の基準、規範を示した「行動規準」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行う。
- ②内部監査室は、定期的に各部署における業務執行について法令・定款及び規程の遵守状況を監査する。
- ③法令・定款及び規程違反を未然に防ぐために、役職員に対する法令・規程の周知徹底に努める。
- ④監査役は、法令・規程の遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べると共に、改善策の策定を取締役に対して求めることができる。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、合理的な範囲で使用人を配置する。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①当該使用人に対する指揮命令権は、監査業務を補助する範囲内において監査役が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとする。
- ②当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、優先して監査業務に従事する。
- ③当該使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査役がこれを行う。
- ④取締役は、当該使用人の人事異動等を行う場合には、監査役の事前承認を得る。

(8)前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役は、監査役の指示の実行性が十分に満たされると判断した使用人を、監査役の職務を補助すべき使用人として選任できる。
- ②当該使用人が、監査役の指示を実行する場合は、監査役の代理人の権限を有するものとする。

(9)取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- ①監査役は、必要に応じ取締役に対し業務執行状況に関する意見を求める報告会を開催する。
- ②取締役及び使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- ③使用人は、監査役から業務の執行に関する報告を求められた場合、当該事実に関する事項を報告する。

(10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととし、当該報告者に対して不利な取扱いや嫌がらせを行った者がいた場合は、就業規則等に従って処分する。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役が、その職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の内半数以上は社外監査役とし、公正且つ対外透明性を担保する。
- ②監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の連携を図る。
- ③監査役は、会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ④監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を行い、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。
- ⑤監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて会社が契約する会計監査人、顧問弁護士その他専門家の意見を聴取することができる。

(13)反社会的勢力排除に向けた基本方針および体制

- ①社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たないこととする。
- ②取締役及び使用人は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ③新規取引の開始時等において反社会的勢力との関係の有無を調査し、関係が判明した場合には直ちに取引を解除する。
- ④反社会的勢力への対応に関する社内規程を制定し、教育・研修を実施することで、取締役および使用人への周知を図る。

2. 上記1. の体制の運用状況

当社は、1 に掲げた体制の整備を行い、「内部統制システムに関する基本方針」や「コンプライアンス規程」を作成し社内で公開しております。

取締役会においては、継続的に経営上のリスクの識別および分析を実施し、その対応策について検討しております。毎月開催される取締役会には、社外監査役3名も出席し取締役から業務報告を受けております。また、内部監査室から監査役への定期的な業務報告も行われており、適切に経営リスクを把握して経営監視を行っております。さらに、取締役、常勤監査役および各部の部長が原則月1回の経営会議を開催し、部の垣根を超えて積極的に課題の共有および業務の報告を行い、その議事録はプライバシー情報等を除き経営陣に共有されております。

また、当社のすべての新入社員に対して、情報セキュリティルールに関する教育を実施しております。さらに、社内情報セキュリティを専門的に取扱う会議体を原則月1回開催して、当該ルール等の見直しを行い、ルール改定があった場合はその内容を全社員に通知しております。

貸 借 対 照 表

2025年 3 月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	688,492	流動負債	172,213
現金及び預金	416,953	買掛金	62,489
売掛金	222,816	1年内返済予定の長期借入金	74,329
リース投資資産	3,333	未払金	17,471
仕掛品	4,230	未払費用	3,340
前払費用	38,742	前受金	10,538
その他	2,415	その他	4,045
固定資産	101,411	固定負債	178,014
有形固定資産	53,166	長期借入金	130,280
建物	8,065	退職給付引当金	47,734
工具、器具及び備品	45,101		
無形固定資産	15,506	負債合計	350,228
ソフトウエア	15,419	(純資産の部)	
その他	87	株主資本	439,675
投資その他の資産	32,737	資本金	100,000
出資金	10	資本剰余金	239,611
長期前払費用	7,877	資本準備金	239,611
繰延税金資産	3,871	利益剰余金	188,474
敷金及び保証金	20,979	その他利益剰余金	188,474
		繰越利益剰余金	188,474
		自己株式	△88,410
		純資産合計	439,675
資産合計	789,903	負債・純資産合計	789,903

損 益 計 算 書

自 2024年 4 月 1 日

至 2025年 3 月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1, 152, 315
売上原価		819, 925
売上総利益		332, 390
販売費及び一般管理費		332, 249
営業利益		140
営業外収益		
受取利息	136	
補助金収入	9, 345	
雑収入	10	9, 492
営業外費用		
支払利息	1, 567	
株式上場費用	3, 000	
雑損失	2	4, 570
経常利益		5, 063
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		5, 063
法人税、住民税及び事業税	4, 135	
法人税等調整額	861	4, 996
当期純利益		66

株主資本等変動計算書

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	純資産 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	100,000	239,611	239,611	195,282	195,282	△ 88,410	446,483	446,483
当期変動額								
剰余金の配当				△ 6,875	△ 6,875		△ 6,875	△ 6,875
当期純利益				66	66		66	66
当期変動額合計	－	－	－	△ 6,808	△ 6,808		△ 6,808	△ 6,808
当期末残高	100,000	239,611	239,611	188,474	188,474	△ 88,410	439,675	439,675

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法（リース資産を除く）

有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年
工具、器具及び備品 4～20年

無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末日において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①CDNサービス

CDNの配信基盤をベースとする、又はCDNとシステム連携するサービス全般を指しており、CDNと共にセットで販売し、サービスの提供を行っております。これらの収益は、主に顧客に対するサービス提供が完了したことにより履行義務が充足されたと判断して、サービス提供の完了をもって収益認識しております。なお、機材への保守サービス等、当社が代理人に該当すると判断したもののについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

②システムインテグレーション

システムの受託開発や開発支援、セキュリティ機器の販売等を行っております。受託開発に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が3ヶ月以内の場合には、顧客が検収したことにより履行義務が充足されたと判断して、検収完了をもって収益認識しております。機器の販売等の収益は、顧客が検収したことにより履行義務が充足されたと判断して、検収完了をもって収益認識しております。開発支援等の収益は、顧客に対するサービス提供が完了したことにより履行義務が充足されたと判断して、サービス提供の完了をもって収益認識しております。なお、機材への保守サービス等、当社が代理人に該当すると判断

したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

③産業サイバーセキュリティ

社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術の育成に伴う、講習等実施計画の策定をはじめ、演習用機材の調達、演習用環境の構築、受講生向け講義の実施及び演習の補助等を行っております。計画の策定、機材の調達、環境の構築等の収益は、顧客が検収したことにより履行義務が充足されたと判断して、検収完了をもって収益認識しております。また、講義の実施及び演習の補助等の収益は、顧客に対するサービス提供が完了したことにより履行義務が充足されたと判断して、サービス提供の完了をもって収益認識しております。なお、機材への保守サービス等、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当社の計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち特に重要なものは以下の通りです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計上額 3,871千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

収益力に基づく将来の課税所得の十分性を判断するにあたっては、過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定された売上高、売上原価、販売費及び一般管理費の将来予測を含んだ事業計画を基礎としております。売上高の将来予測は、主要サービスのCDNサービスにおける既存顧客との契約継続性(解約可能性の検討を含む)や、新規受注獲得目標といった一定の仮定に基づき算出しております。また、売上原価、販売費及び一般管理費の将来予測は、新規インフラ購入費用及びこれらに付随する減価償却費、産業サイバーセキュリティサービス部門等における事業規模拡大に伴うエンジニアの継続的な増員計画に基づいた採用人数といった一定の仮定に基づき算出しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は不確実性が高く、実際の経営環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合、将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 387,497千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	8,340	825,660	—	834,000

(注) 当社は、2024年8月7日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行ったため、株式数が825,660株増加しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	1,465	145,035	—	146,500

(注) 当社は、2024年8月7日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行ったため、自己株式数が145,035株増加しております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通 株式	6,875	利益 剰余金	1,000	2024年3月31日	2024年6月27日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・ 配当金の総額 3,437千円
- ・ 1株当たり配当額 5円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当事業年度末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 13,800株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	16,851千円
敷金保証金	3,543千円
その他	476千円
小計	20,870千円
評価性引当額	△16,999千円
繰延税金資産合計	3,871千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

2. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されること、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	204,609	202,859	1,749
負債計	204,609	202,859	1,749

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	202,859	—	202,859
負債計	—	202,859	—	202,859

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・長期借入金(1年内返済予定長期借入金を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	416,953	—	—	—
売掛金	222,816	—	—	—

(注) 2. 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	74,329	130,280	—	—

(注) 長期借入金は1年内返済予定長期借入金を含んでおります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
CDN サービス	868,299
システムインテグレーション	227,775
産業サイバーセキュリティ	56,240
顧客との契約から生じる収益	1,152,315
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,152,315

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、代金は取引先との契約に基づき、CDN サービスは概ね 1 ヶ月以内、システムインテグレーション、産業サイバーセキュリティは概ね 2 ヶ月以内に回収しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	164,717
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	222,816
契約負債（期首残高）	6,196
契約負債（期末残高）	10,538

貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。契約負債は、各サービスにかかる販売契約の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度の期首現在の契約負債残高のうち、全額を当事業年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約が 1 年以内の契約のため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 639円53銭

(2) 1株当たり当期純利益 10銭

(注) 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 記載金額

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

アクセリア株式会社
取締役会 御中

應和監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 澤田昌輝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堀友善
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アクセリア株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切である

かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月2日

アクセリア株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 加 地 誠 輔 ㊞

監 査 役（社外監査役） 鎗 木 慎 治 ㊞

監 査 役（社外監査役） 辻 本 久 和 ㊞

株 主 総 会 参 考 書 類

議案に関する参考事項

第 1 号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識し、業績の状況、取り巻く環境等を総合的に勘案し、継続的且つ安定的に実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、2025年3月期の期末配当につきましては、2025年5月12日に通期業績の下方修正を行ったことにより、普通配当は無配とすることといたしました。

一方、当社は2024年10月31日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場いたしました。これもひとえに株主をはじめとした、関係するすべてのステークホルダーの皆様のご支援の賜物と衷心より感謝申し上げます。つきましては、1株当たり5円の記念配当を実施することといたしました。

これにより、2025年3月期の期末配当は、1株当たり5円の配当とすることといたしました。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円、総額3,437,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月30日

第 2 号議案 ストック・オプション(新株予約権)発行の件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員または顧問及び会社の発展に資する社外協力者に対し、以下の要領でストック・オプションとして新株予約権を無償にて発行すること、及びかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

なお、新株予約権の発行対象者に取締役(社外取締役を含む)が含まれており、取締役(社外取締役を含む)に対する報酬等に該当するため、取締役(社外取締役を除く)に対する上限を45個、社外取締役に対する上限を5個として、会社法第361条の規定に基づく承認も併せてお願いします。この取締役(社外取締役を除く)及び社外取締役に対する報酬等につきましては、当社上場後のそれぞれの役割の重要性、経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしました。新株予約権の行使に際して出資される財産の価額について、2024年6月4日の株式価値算定報告書に基づき定めていること、取締役(社外取締役を含む)に対する新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数の対する割合は、0.60%であり、希釈化率は軽微であることから、取締役(社外取締役を含む)に対する新株予約権の発行は相当であると考えております。また、現在の取締役に対する報酬等の額は、2006年6月27日開催の株主総会において、年額200,000千円以内として、監査役に対する報酬等の額は、2020年6月29日開催の株主総会において、年額20,000千円以内としてご承認いただいておりますが、その範囲内での発行といたしたいと思っております。

当社取締役(社外取締役を除く)及び社外取締役の員数はそれぞれ5名及び1名であります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役、監査役、従業員または顧問及び会社の発展に資する社外協力者の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員または顧問及び会社の発展に資する社外協力者に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

２．新株予約権の数の上限

100個を上限とする。

３．新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

４．新株予約権の内容

（１）割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式10,000株を新株予約権の目的となる株式数の上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式数は100株とする。

ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（１）に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当初 1,500 円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc}
\text{調整後} & & & & & & \\
\text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \text{新規発行・} \\
& & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{処分株式数} \\
& & & & & & \times \text{1株当たりの} \\
& & & & & & \text{払込金額} \\
& & & & & & \text{時価} \\
& & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行・処} \\
& & & & & & \text{分株式数}
\end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

付与決議日後2年を経過した日から付与決議日後10年を経過する日までとする。

なお、行使期間の最終日が休日に当たる時は、その前営業日を最終日とする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(7) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(8) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社新株予

約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(1) に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2) で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(3) に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(3) に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件 前記(6) に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金および資本準備金に関する事項 前記(4) に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記(7) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

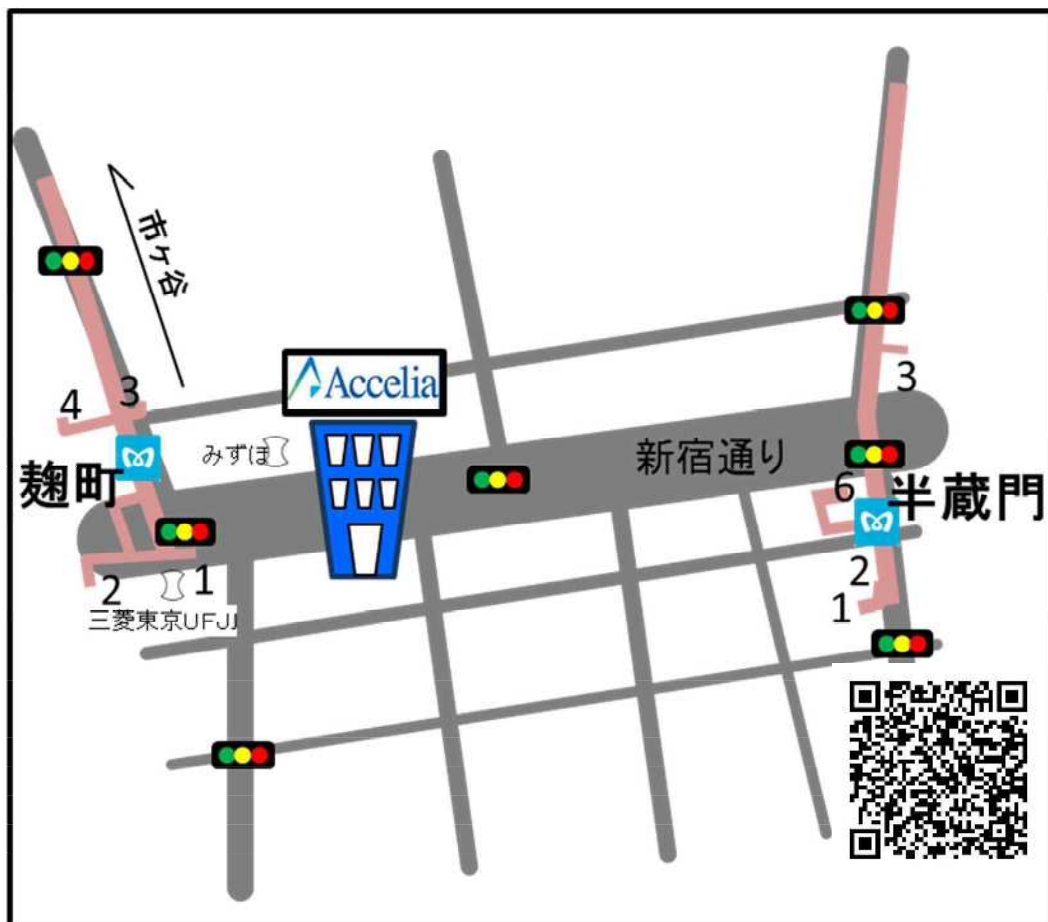
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

株主総会会場ご案内図

アクセリア株式会社 本社会議室

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4 KDX 麹町ビル3F

(03) 5211-7750



- 東京メトロ有楽町線 麹町駅 1番出口徒歩1分
- 東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅 6番出口徒歩2分